伊勢市公報

第 378 号 令和 3 年 8 月 5 日 木 曜 日

		頁
3	秦 例	
	伊勢市個人情報保護条例及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 数正する条例	2
0000	伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一 部を改正する条例 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4 6 9 11
*	規 則伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則	17 19 21
₹	教育委員会規則 伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則を廃止する規則	24
	訓 令 伊勢市デジタル推進本部規程	26
	告 示 放置自転車等の撤去及び保管について	31
000	公 告公示送達公示送達公売公告兼見積価額公告	33 34 35

伊勢市個人情報保護条例及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第22号

伊勢市個人情報保護条例及び伊勢市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 伊勢市個人情報保護条例(平成17年伊勢市条例第20号)の一部を 次のように改正する。

第11条の4第2項及び第3項中「第19条第14号」を「第19条第16号」 に改める。

第38条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改め、「条例事務関係情報照会者」の次に「若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

(伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部改正)

第2条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例(平成27年伊勢市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第23号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例(平成 29 年伊勢市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会の 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第24号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のよう に改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控 除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例(令和2年伊勢市条例第30 号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、伊勢市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の 8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60 項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321 条の8第69項」に改める。

第2条のうち伊勢市市税条例第50条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち伊勢市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」 に改め、同条第4項」に改める。

第2条中伊勢市市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次の

ように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24 第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告 書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規 定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中伊勢市市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
 - (3) 第1条中伊勢市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の 改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第25号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例(平成17年伊勢市条例第56号)の一部を次のよう に改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第26号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例(平成26年伊勢市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」を「児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同条第5項中「、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)」を「次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市条例第27号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

「第5章 事 目次中「第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)」を 第6章 雑

業所内保育事業(第42条—第48条) に改める。 則(第49条)

第6条第1項各号列記以外の部分中「第3号及び第4項第1号」を「以下この条」に改め、「次に掲げる事項」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)」を「次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は特区法第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」に、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあっては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員)」を加える。

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(特区法第12条の5第5項 に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)」を加 える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は特区法第12条の4第1項」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第47条第1項中「保育士」の次に「(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに 類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、 謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認 識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作 られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。)により行うことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

令和3年7月26日

る。

伊勢市規則第36号

伊勢市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市個人情報保護条例施行規則(平成17年伊勢市規則第13号)の一部 を次のように改正する。

第5条の2第1項及び第5条の3第2項中「第19条第14号」を「第19条 第16号」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「第21条2項」を「第21条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

令和3年7月27日

伊勢市規則第37号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第 58号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2項中「第1号」を「同項第1号」に、「第2号」を「同項第2号」に、「第3号」を「同項第3号」に改め、同条第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和2年以後の年の所得による伊勢市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年伊勢市条例第87号) 第4条第1項又は第2項の規定により申請された受給資格の認定又は更新について適用し、令和元年以前の年の所得による受給資格の認定又は更新については、なお従前の例による。 伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月29日

伊勢市規則第38号

伊勢市立保育所条例施行規則及び伊勢市延長保育の実施に関する規 則の一部を改正する規則

(伊勢市立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市立保育所条例施行規則(平成17年伊勢市規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第4条関係)

名称	開所時間
伊勢市立明倫保育所	午前7時30分から午後6時30分まで
	(土曜日にあっては、午前7時30分か
	ら午後4時30分まで)
伊勢市立浜郷保育所	午前7時30分から午後6時まで(土曜
	日にあっては、午前7時30分から午後
	4時30分まで)
伊勢市立保育所きらら館	午前7時から午後6時まで
伊勢市立二見浦保育園	午前7時30分から午後6時まで
伊勢市立五峰保育園	午前7時30分から午後6時まで
伊勢市立保育所しらとり園	午前7時30分から午後6時まで
伊勢市立保育所ゆりかご園	午前7時30分から午後6時まで
伊勢市立御薗第一保育園	午前7時30分から午後6時まで
伊勢市立御薗第二保育園	午前7時30分から午後6時まで

(伊勢市延長保育の実施に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市延長保育の実施に関する規則(平成31年伊勢市規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立高城保育園の項及び伊勢市立保育所あけぼの園の項を削

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月26日

伊勢市教育委員会教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第10号

伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則を廃止する規則 伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則(令和2年伊勢市教育 委員会規則第1号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市デジタル推進本部規程を次のように定める。

令和3年7月30日

伊勢市訓令第5号

伊勢市デジタル推進本部規程

(設置)

第1条 本市におけるデジタル社会の形成に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するため、伊勢市デジタル推進本部(以下「本部」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) デジタル社会の形成に関する市行政の推進計画を作成し、及びその 実施を推進すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成のための施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
 - (3) デジタル社会の形成のための施策について必要な市の機関相互の調整をすること。

(組織)

第3条 本部は、デジタル推進本部長、デジタル推進副本部長及びデジタル推進本部員をもって組織する。

(デジタル推進本部長)

- 第4条 本部の長は、デジタル推進本部長(以下「本部長」という。)と し、市長をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総理する。

(デジタル推進副本部長)

- 第5条 デジタル推進副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長 をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の定める順序により、その職務を代

理する。

(デジタル推進本部員)

- 第6条 デジタル推進本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 危機管理部長
 - (3) 情報戦略局長
 - (4) 資產経営部長
 - (5) 環境生活部長
 - (6) 健康福祉部長
 - (7) 産業観光部長
 - (8) 国体推進局長
 - (9) 都市整備部長
 - (10) 上下水道部長
 - (11) 二見総合支所長
 - (12) 小俣総合支所長
 - (13) 御蘭総合支所長
 - (14) 教育委員会事務局事務部長
 - (15) 教育委員会事務局学校教育部長
 - (16) 消防長
 - (17) 市立伊勢総合病院経営推進部長
 - (18) 会計管理者

(ワーキンググループ)

第7条 本部は、第2条各号に掲げる事務に関する事項について調査又は 検討をさせるため必要があるときは、その定めるところにより、ワーキ ンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。
- 3 リーダー及びメンバーは、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、その設置に係る調査又は検討が終了したとき は、廃止されるものとする。

(デジタル推進員)

- 第8条 本部に、第2条各号に掲げる事務を実施するため、デジタル推進 員を置く。
- 2 デジタル推進員は、本部長の定める市の機関の組織ごとに、当該組織 の職員のうちから本部長が指名する。

(本部会議)

- 第9条 本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長、副本部長 及び本部員をもって構成する。
- 2 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、職員で第1項に規定する者以外のものを本部会議に出席させて説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(資料の提出その他の協力)

第10条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、 市の機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第11条 本部の庶務は、情報戦略局デジタル政策課において処理する。 (その他)
- 第12条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、 本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 140 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和3年7月30日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が 放置されていた場所等

保管自転車 等の種類	自 転 車 等 を 撤 去 し た 日 時	保管自転車等が放置されていた場所	台 数
自転車	令和3年7月14日 午前9時	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	6 台
"	n,	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
"	n,	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
"	JJ	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	6台
"	令和3年7月14日 午前10時30分	宮川駅東駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	6 台
"	II.	宮川駅南駐輪場 (伊勢市小俣町本町地内)	7 台
	計		27台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、 伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション 電話番号 080-1580-8974

伊勢市公告第 41 号

公示送達

下記の者の令和2年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の 上、受領してください。

令和3年7月19日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住所
省略	省略

伊勢市公告第 42 号

公示送達

下記の者の平成 29 年度市民税・県民税(普通徴収)督促状は、住所、 居所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25 年 法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の 上、受領してください。

令和3年7月19日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住所
省略	省略

伊勢市公告第43号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条及び第99条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、 先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額 申立書(伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。)によりその内容を申し出て ください。

令和3年7月20日

伊勢市長 鈴 木 健 一

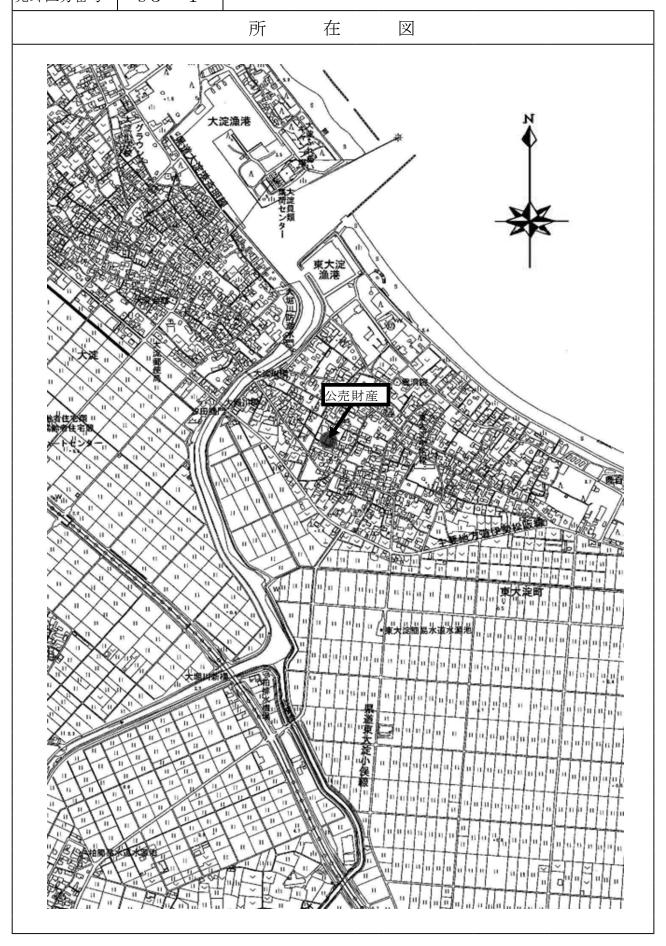
記

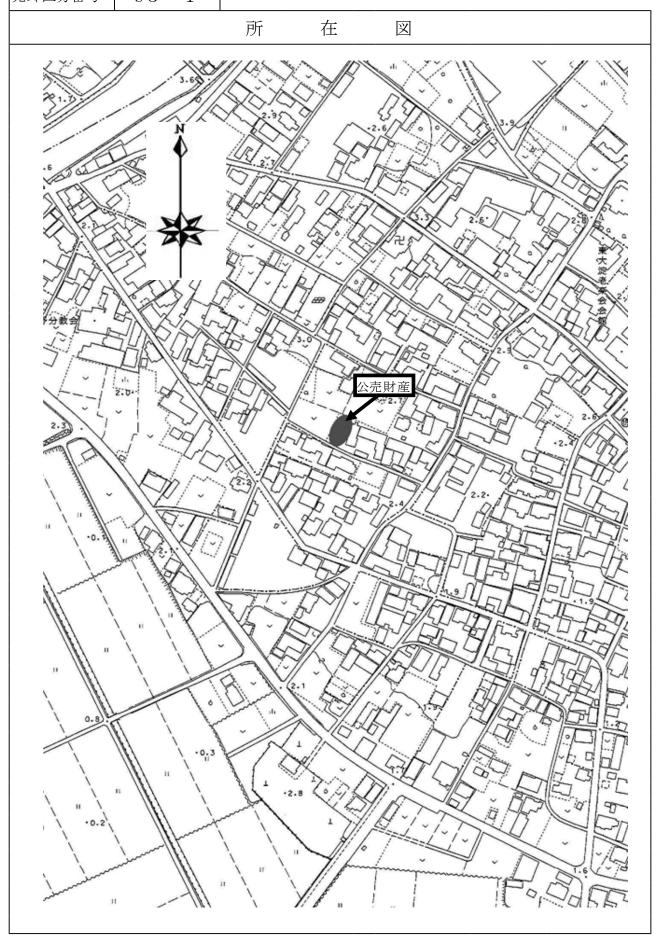
公 売 財 産		別紙「公売財産概要書」のとおり
公 売 方 法		期間入札
	公売参加	令和3年8月23日(月)13時00分から
公売の	申込期間	令和3年9月8日(水)23時00分まで
日 時	入札期間	令和3年9月14日 (火) 13時00分から
	/ \/ \(\(\frac{1}{2} 1	令和3年9月21日(火)13時00分まで
公売の場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインタ
		ーネットオークションシステム上
売却決定期日		令和3年10月12日(火)13時00分
売却決定の場所		伊勢市総務部収納推進課
買 受納 付	代 金 の 期 限	令和3年10月12日(火)14時30分まで
買受人の資格 その他の要件		国税徴収法第92条及び第108条に該当する者を除きます。
見積価額		1,390,000 円
公 売 保 証 金		140,000 円
そ	の他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場		込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場

(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。

公 売 財 産 概 要 書

売却				
区分	S3 - 1			
番号				
	(土地の表示)			
	1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山			
公	地 番 151番2			
売	地 目 宅地			
財	地 積 287.83 m²			
産				
0)				
表				
示				
見積				
価額	1, 390, 000 円			
公売				
保証	140,000 円			
金	1 444日 444年)ナ双司傑/フトス			
	1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。			
	2 境外については隣接工地所有者と協議すること。 3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあって、主要地方道伊勢松阪			
	3 公児原産は、八堀川間百円近石岸隣接の端海部にあって、主安地力道伊男仏版 線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。			
公	4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。			
	5 公売財産は南西側で公道(建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装)			
売	に接する。			
	6 上水道引込みあり			
条	0			
	線あり) が1本所在する。			
件	8 津波浸水予測区域内			
	(三重県 ハザードマップ(災害予測図)一覧 津波浸水予測図平成25年度版)			
等	9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定			
	指定建ペい率 60% 指定容積率 200%			
	特定用途制限地域(第二種田園・集落地区)			
	10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。			





土地参考図(公図集合) 149-6 149 -10 149-4 149-17 149-18 149-11 141-11 149 -12 149-149 -14 149-13 (150-1+150-2+150-3+150-4+150-5) 165 151-4 (162+162-1 +162-2) 151-3 公売財産 151-2 161 1 152-4 159-4 159-160-2 152-2 160-4 159-8 153-2 158 157-3 (153-1+153-3) 157-1 156-1







